

河川巡視支援業務共通仕様書（案）

※青色は留意事項（記載しないこと）

第1編 総 則

第1条 適用範囲

1. 河川巡視支援業務共通仕様書（案）（以下、「共通仕様書」という。）は、国土交通省北海道開発局（港湾空港関係を除く。）の発注する河川巡視支援業務（以下、「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためにものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面及び共通仕様書又は指示や協議等との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項《調査職員の条項》に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
4. 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）への報告を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。
重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
5. 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査員への指示を行う者をいう。
6. 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項《検査及び引き渡しの条項》の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項《管理技術者等の条項》の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。

9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
11. 「契約書」とは発注者支援業務等委託契約書をいう。
12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
14. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
16. 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。
22. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
23. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
25. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うることをいう。
27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - 一 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日、書面と差し換えるものとする。
 - 二 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
31. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
32. 「検査」とは、契約書第31条《検査及び引き渡しの条項》に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
33. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
34. 「競争参加資格確認申請書等」とは、河川巡視支援業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。

第3条 業務の着手

本業務における業務着手は令和3年4月1日とする。

第4条 調査職員

1. 発注者は、業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第8条第2項《調査職員の条項》に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行つた後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第5条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項《管理技術者の条項》に規定した事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項《管理技術者の条項》の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、第36条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。
ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
5. 管理技術者は、業務の履行に当たり、特記仕様書に示すいずれかの資格等と業務実績を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。
6. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第6条 担当技術者の資格

1. 担当技術者は、特記仕様書に示すいずれかの資格等を有するものとする。
2. 受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を調査職員に通知しなければならない。
3. 第39条で示されている巡視車両等の業務に専ら従事する者（運転員）は、担当技術者には該当しない。

第7条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係を有する者を置いてはならない。

2. 担当技術者及び第39条で示されている巡視車両等の業務に専ら従事する者（運転員）を定めるときは、第36条第10項第1号の指示が調査職員からあった場合、1時間以内に〇〇河川事務所に参集できる者を配置するものとする。

※第2項は付隨する業務のうち「出水時河川巡視並びに災害や事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から業務を指示する場合」の業務を行う場合記載する。

※アンダーライン部分は定まっていない場合「調査職員があらかじめ指定する調査職員の所属する事務所等」と記載する。

第8条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から15日以内（休日等を除く）に調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

例：【低】〇〇〇〇業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第9条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 管理技術者は、月1回以上調査職員と打合せを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。**【実情に合わせて回数は修正】**

第10条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査

職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
 - 一 業務概要
 - 二 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 連絡体制（緊急時含む）
 - 七 その他
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第11条 業務に必要な資料の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 調査職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第12条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第11条《土地への立ち入りの条項》の定めに従って調査職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

第13条 身分証明書

1. 発注者は、受注者に対し、受注者の定める担当技術者ごとに業務の履行上必要な身分証明書を交付するものとする。
2. 受注者は、業務の履行にあたって、第1項により発注者が交付する身分証明書を、常に担当技術者に携帯させなければならない。
3. この身分証明書は、業務の実施上必要な場合又は請求があった場合等に、第三者に提示しなければならない。

- 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に、交付された身分証明書を返却するものとする。

第14条 成果物の提出

- 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第15条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

第16条 検査

- 受注者は、契約書第31条第1項《検査及び引渡しの条項》の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
- 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第17条 再委託

- 契約書第6条第1項《一括再委託等の禁止の条項》に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
— 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方が、国土交通省北海道開発局の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、国土交通省北海道開発局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。

第18条 守秘義務

- 受注者は、契約書第1条第5項《総則》の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を第10条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、発注者が指定した場合には、その履行場所から持ち出してはならない。また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確實に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、又はその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第19条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第20条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - 二 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない
 - 三 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にいく止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第21条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号《条件変更等の条項》に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項《不可抗力による損害の条項》に規定する天災等その他不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条《条件変更等の条項》、第19条《設計図書等の変更の条項》及び第21条《業務に係る受注者の提案の条項》の規定に

基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第22条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書 第31条第2項《検査及び引渡しの条項》の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第23条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - 一 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - 二 履行期間の変更を行う場合
 - 三 調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合
 - 四 契約書第30条第1項《契約金額の変更に代える設計図書の変更の条項》の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - 一 第21条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - 二 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - 三 その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第24条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条第1項《受注者の請求による履行期間の延長の条項》の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条第1項《発注者の請求による履行期間の短縮等の条項》に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第25条 一時中止

1. 契約書第20条第1項《業務の中止の条項》の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中止については、第29条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - 一 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - 二 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不適当と認めた場合

- 三 環境問題等の発生により業務の続行が不適当又は不可能となった場合
 - 四 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - 五 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならぬ。

第26条 発注者の賠償責任

- 発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 一 契約書第27条第1項《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第28条第2項《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - 二 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第27条 受注者の賠償責任

- 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 一 契約書第27条第1項《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第28条第1項《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - 二 契約書第40条第1項《瑕疵担保の条項》に規定する瑕疵責任に係る損害
 - 三 受注者の責により損害が生じた場合

第28条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条第1項《引渡前における成果品の使用》の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - 一 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - 二 その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第29条 臨機の措置

- 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
- 2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第30条 個人情報の取扱い

- 1. 基本的事項
- 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の

適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。

なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

第31条 行政情報流出防止対策の強化

- 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 一 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下、「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 二 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 三 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第10条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 二 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - 1) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - 2) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - 3) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- 一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- 二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- 三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- 四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- 五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
 - 三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。
3. 貸与するタブレット型携帯端末は、1. 及び2. の規定の適用を受けるものとする。

第32条 コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合において

は、受注者は次の事項に協力しなければならない。

1. 受注者は、業務コスト調査に係わる調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
2. 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

【1000万円を超える国土交通省所管の業務で一般競争入札（総合評価落札方式）の場合に記載する】

第33条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第34条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2編 河川巡視

第35条 担当技術者

担当技術者は、第36条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。

1. 河川巡視の際には、河川法で規定されている違法行為の発見、河川や河川管理施設、許可工作物の状況の把握、河川空間の利用に関する情報の収集、自然環境に関する情報の収集等を適正に実施すること。
2. 河川巡視中に、違法行為や河川や工作物の変状、特筆すべき事象等を発見した際には、現状の撮影、状況の概要の把握、違法行為者等への注意、管理技術者を通しての調査職員の指示の履行、注意喚起ビラの配布、掲示等を適正に実施すること。
3. 河川巡視中に発見や確認を行った事項、現場で処置を講じた事項等については、電子情報を主体として記録し、正確で迅速な報告に努める。緊急性が高いと判断される内容については、無線等により調査職員へ報告するなど、適正に実施すること。

第36条 業務内容

1. 本業務は、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るため、所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域（以下、「巡視区域」という。）を巡視することで、河川管理業務の支援を行うものであり、本共通仕様書及び特記仕様書のほか業務契約書及び別に定める「北海道開発局平常時河川巡視規程」により行うものとする。

2. 業務対象範囲は、次に定める履行区域内の河川区域、河川予定地、河川保全区域とする。

3. 巡視区域概要

<対象河川>

名 称 ○○川水系○○川

所在地 ○○○○○○○～○○○○○○○

管理延長 ○.○ km (河川区域面積 ○○ ha)

<主な施設概要>

堤防延長 左岸○.○ km 右岸○.○ km

河川管理施設

堰○箇所、水門・樋門○箇所、排水機場○箇所、浄化施設○箇所

その他 ○箇所

許可工作物

堰○箇所、水門・樋門○箇所、排水機場○箇所、その他 ○箇所

※(河川区域面積 ○○ ha)に代え図面等により区域の広さを示すことでも良い。

※上記は「別紙○○による」と記し、表にすることも可(表は内容を網羅する)

<参考例>

巡視区域概要 (○○川水系)

対象河川				主な施設概要		
名 称	所 在 地	管理延長	河川区域面積	堤防延長	河川管理施設	許可工作物
○○川	○○市○○地先～ ○○市○○地先	○○ km	○○ ha	左岸○○ 右岸○○	水門・樋門○ 箇所	堰○箇所、その他○箇所

ルート	河 川 名	適用 (頻度、班編制等)
○○ルート (別図○)	○○川 ○○川等	一般巡視 週2回、目的別巡視 週1回 担当技術者 1名、運転手 1名
○○ルート	○○川	
○○ルート	○○川	

受注者は、上記履行区域毎に、北海道開発局平常時河川巡視規程に基づく別添資料(年間巡視計画及びルート図等)を参考に以下に掲げる内容を行うものとする。

4. 担当技術者は、管理技術者の指示のもと、河川及び河川の利用状況等を把握し、把握した異常や不法行為等に対して必要な処置を講ずるとともに、河川管理上必要な情報及び資料を収集するものとする。

5. 担当技術者は、河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行うものであり、管理技術者は、調査職員が指示する年間の河川巡視計画書及び月間河川巡視計画書に基づき、担当技術者を指揮し巡視を行わせるものとする。なお、月間河川巡視計画書の作成にあたっては、管理技術者は調査職員に河川巡視に関して知りうる情報の

提供を行うこと。

6. 河川巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視のほか堤防や護岸、樋門樋管や不法行為など対象を特定し、より詳細に巡視する目的別巡視がある。一般巡視は車両を用いて車上から実施することを標準とし、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒步や船舶を用いて実施する場合がある。

7. 河川巡視の際の具体的確認内容

一 河川区域等における違法行為の発見及び報告

担当技術者は、河川法第23条から第29条まで、第55条及び第57条等で規定されている違法行為を河川法で規定した河川区域及び河川予定地、河川保全区域等において発見した場合その状況を把握し報告する。

二 河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握

担当技術者は、堤防や堰、水門、樋門、樋管等の河川管理施設がそれぞれ求められる機能を十分發揮するよう、その状況を車上を中心とした目視レベルで把握し、認められた損傷や異常などの変状について報告する。また、許可工作物については、許可どおりに維持管理されているかどうかを同様に把握し、認められた損傷や異常などの変状について報告する。

なお、本項での河川巡視では、これらの河川管理施設や許可工作物の機械・電気設備等の動作確認や河道及び河川管理施設の点検は含まれない。また、目視レベルとは、目視により変状等を確認するものであり、場合によりポールやスタッフ等の機器を使用することもある。

三 河川空間の利用に関わる情報収集

担当技術者は、河川空間の利用状況を把握するとともに、河川空間における好ましくない河川利用の状況（危険な利用形態、不審者・不審物、駐車状況、係留状況、水面利用等）について状況を把握し報告する。また、河川環境整備のための基礎的状況を収集するため、河川区域における利用上の特筆すべき事象（イベント等の開催状況、施設利用状況、その他河川の利用状況）等について情報を把握し報告する。

四 河川の自然環境に関わる情報収集

担当技術者は、河川区域内の自然環境を適切に整備・保全するための基礎情報とともに、また、水質事故対応等で活用するため、河川の自然環境に関わる特筆されるべき事象（水質・水位状況、自然環境の変化、重要な生物の生息状況、土地の改変、捕獲や採取状況、多自然川づくり状況、魚道の通水状況等）について把握し報告する。

8. 巡視中に北海道開発局平常時河川巡視規程に定める巡視項目に関する異常を認めた場合は、現場で次に掲げる処置を講じなければならない。

一 現状を撮影するとともに、異常な状況の位置、内容、始期及び経過、違反行為者の氏名・住所（確認できる範囲で）等を調査し記録するものとする。

二 違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、無線等により調査職員に連絡し、管理技術者の指示を受けた上で、その場で口頭で調査職員からの注意等を伝えるか、書面の配布ないしは提示、是正を行うものとする。

9. 巡視結果の記録・報告

巡視結果は、日ごとに北海道開発局平常時河川巡視規程に基づき、河川点検巡視支援システム（以下、「支援システム」）を活用し河川巡視日誌を作成する。また、巡視結果の記録・報告にあたっては次の事項について留意するものとする。

一 担当技術者は、7. 一から四までに記載した内容について異常な状況等の把握を行い、巡視終了後速やかに調査職員へ報告するものとする。

二 担当技術者は後から、調査職員が、迅速な河川管理行為の判断を下せるよう、問題箇所に関する正確な状況を記録、報告する。

三 担当技術者は、河川巡視の記録、報告等にあたっては、原則貸与する支援シス

テムをインストールしたタブレット型携帯端末を使用するものとし、電子情報を主体とした記録方法による正確で迅速な報告に努める。

四 担当技術者は、違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、調査職員が、迅速、正確に河川管理行為を行えるよう、直ちに、無線等により調査職員に状況を報告する。

10. 付随して次の業務を行うことがある。【付随する業務がある場合、その業務を記載する】

一 北海道開発局出水時河川巡視規程に基づく出水時河川巡視並びに災害及び事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から業務を指示する場合がある。

二 河川巡視の結果必要となった、違法行為を排除するための外部機関（警察、公共団体等）との調整補助。

三 河川法等に基づき河川管理者（調査職員）が行う許認可等の審査、指導の支援。

四 巡視区域に「海岸保全区域」、「砂防指定地・地すべり防止区域」が含まれる、若しくはそれらの区域単独で発注される巡視業務もある。

なお、その場合の業務内容等については、海岸及び砂防に関する業務内容等に読み替えるものとする。

五 「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（平成31年4月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）等に基づく点検

11. 管理技術者は、上記各事項において、担当技術者から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員に報告すること。

第37条 河川巡視中の所持品

担当技術者は、その業務の遂行に、次の物品を所持しなければならない。

1. 身分証明書
2. 腕章
3. 河川区域と河川敷地の占用状況がわかる図面等
4. タブレット型携帯端末、写真機又はデジタルカメラ
5. 双眼鏡
6. 測量杭
7. 卷尺等
8. その他業務の遂行に必要なもの

【タブレット型携帯端末のみの使用の場合は「デジタルカメラ又は写真機」は除く】

第38条 貸与品等

河川巡視支援業務に必要な次の物品は、発注者において貸与する。

1. 身分証明書
2. 腕章
3. 河川区域と河川敷地の占用状況がわかる図面、管内図
4. 移動無線装置
5. 河川巡視に必要な鍵類
6. タブレット型携帯端末
7. 机、イス、ロッカー等 数量【貸与する場合】
8. その他、調査職員が別途通知する業務の履行上必要なもの

※必要に応じて加除する。

※7の「数量」は特記仕様書に記載してもよい。その場合「数量」は記載しない。

第39条 巡視車両等

担当技術者は、管理技術者の指示のもと、巡視車両等の運行と日常管理を行うものとする。

第40条 自動車保険の内容

自動車保険の内容は、次のとおりとする。

1. 対人賠償保険
2. 対物賠償保険
3. 搭乗者傷害保険
4. 車両保険

第41条 河川巡視支援業務の使用する車両

河川巡視支援業務に使用する車両及び装備は、次のとおりとする。

1. 車両は、ライトバン型1, 500cc以上の能力を有するものとする。
2. 車両側面の見やすい箇所に、幅15cmの白色帯に黒色で丸ゴシック体、一文字の大きさは縦横10cmを標準として、前方から「河川巡視車」と標示するものとする。
3. 車両の両側面の適宜の箇所に受注者名を標示するものとする。

第42条 庁舎等の使用【庁舎を利用する場合】

受注者は、本業務の履行にあたり、次の庁舎等を無償で使用することができるものとする。

ただし、受注者が業務の履行上使用する必要がないもの又は部分を除くものとする。

1. 発注者の事務所等の庁舎（事務所駐車場は除く）
2. その他、別途通知する業務の履行上必要なもの

なお、受注者は、これらを損傷しないよう適正に使用しなければならない。万一、故意又は重大な過失により損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第43条 成果物

成果物は、次のとおりとする。

1. 北海道開発局平常時・出水時河川巡視規程に基づく河川巡視日誌等1式
2. 打合せ記録簿
3. その他発注者が指示した資料

第44条 その他

1. 異常気象時には、別途河川巡視を指示する場合がある。

2. 業務実施計画書

本業務実施のために提案した技術提案について、業務実施計画書に記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

3. 予決令第86条の調査

落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）

第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

【1000万円を超える国土交通省所管の業務で一般競争入札（総合評価落札方式）の場合に記載する】

4. 本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用について詳細な内訳書の提出を行うこと。

【1000万円を超える国土交通省所管の業務で一般競争入札（総合評価落札方式）の場合に記載する】

5. 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担するものとする。

なお、負担額については協議において定めるものとする。

- 一 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 二 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）
- 三 本業務の契約工種の予定数量が、履行期限日において、当初入札時の契約額に対して2／3を下回り、受注者に損害が発生した場合
- 四 上記一から三のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

6. 受注者が講すべき措置に関する事項

- 一 発注者は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）第26条第1項に基づき受注者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 二 立入検査する職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。
- 三 発注者は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

7. 受注者が負う可能性のある主な責務等

- 一 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- 二 法第25条第1項の規定に違反して、法第24条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。
- 三 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ① 法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ② 正当な理由なく、法第27条第1項による指示に違反した者
- 四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人、又は人の業務に関し、三の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人、又は人に対して三の刑を科されることとなる。
- 五 会計検査について、受注者は公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

8. 既済部分検査等

- 一 受注者は、契約書第34条第1項《部分払の条項》の部分払の請求を行った場合、又は契約書第31条第1項《検査及び引渡しの条項》の業務完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 二 受注者は、契約書第34条第1項《部分払の条項》に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に業務の出来高に関する資料を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 三 受注者は、当該既済部分検査については第16条の規定を準用する。

9. 部分払

本業務における各会計年度内の出来高対象業務内容は、次のとおりとする。

なお、部分払を請求する際には、各当該年度の業務内容を確認できる資料を作成し、調査職員に提出すること。

【令和〇〇年度】

- ・令和〇〇年〇月から令和〇〇年〇月までの河川巡視支援に係る費用
- ・打合せに係る費用
- ・上記に係る直接経費、間接原価、一般管理費等に係る費用